人権擁第1615号

令和５年11月27日

大阪府人権施策推進審議会

　　　　　会長　小野　達也　様

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る

削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について（諮問）

大阪府では、令和４年４月に施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の附則の規定に基づき、同年５月に設置した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の意見を求めたところです。

今般、同有識者会議から令和５年３月に示された意見を踏まえ、不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、同年10月に条例の一部改正を行い、令和６年４月から施行することとしています。

つきましては、大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和４年大阪府条例第48号）第15条の規定により、貴審議会の意見を求めます。